

太田市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する重度障害児者等日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定め、重度障害児者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1から別表第3までの種目欄に掲げる用具とする。

2 用具の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、別表第1から別表第3までの対象者欄に掲げる重度障害児者等とする。

(1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する居住地特例に該当すること。

(2) 在宅の重度障害児者等であること。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1から別表第3までの耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者（これを扶養している者を含む。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付希望者は、申請書の提出時に工事図面及び改修工事見積書を添付するものとする。

2 用具の給付の対象となる者が人工透析を必要とする腎臓機能障がい者で新たに在宅血液透析を行うものであるときは、前項に規定する書類のほか、在宅透析実施確認書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 用具の給付の対象となる者が難病患者等であるときは、第1項に規定する書類のほか、医師の診断書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項の申請書を受理した場合、当該対象者の身体、介護、経済状況等を調

査し、調査書（様式第4号）を作成するものとする。

（給付等の決定）

第4条 市長は、前条第2項及び第3項に規定する調査に基づき、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに際し、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）及び消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて（平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知）を参考に、給付する用具を決定するものとする。

3 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には日常生活用具給付決定通知書（様式第5号）及び日常生活用具給付券（様式第6号）を、その申請を却下することを決定した場合には日常生活用具給付却下決定通知書（様式第7号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

4 市長は、支給する用具の決定に当たっては、見積書等により価格を確認の上、別表第4に定める基準単価の範囲内で決定するものとする。

（用具の給付等）

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、委託業者を決定した場合には日常生活用具給付委託通知書（様式第8号）を業者に通知するものとする。

3 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できる諸条件を十分勘案の上決定するものとする。

4 用具の給付の決定を受けた者又はこれを扶養する者（以下「給付決定者等」という。）は、業者において、日常生活用具給付券及び次条に規定する費用の一部と引換えに用具を受領するものとする。

5 点字図書の給付については、別表第5に定めるところによる。

6 住宅改修費の給付については、別表第6に定めるところによる。

（費用の負担及び請求）

第6条 市長は、給付決定者等に対し、用具の給付に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により費用の一部を負担させる場合のこの額の基準については、別表第7

に定めるところによる。

3 用具を給付した業者が市長に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から給付決定者等が負担する額を控除した額とする。

4 点字図書の費用の負担及び請求については、別表第5に定めるところによる。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするための日常生活用具給付台帳及び住宅改修費給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月7日から施行し、改正後の太田市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は同年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行し、改正後の太田市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 重度障がい者（身体・知的及び精神）日常生活用具の種目等

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特 殊 寝 台	下肢又は体幹機能障害2級以上 (寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特 殊 マ ッ ト	下肢又は体幹機能障害1級（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能障害1級（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
	入 浴 担 架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。)	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移 動 用 リ フ ト	下肢又は体幹機能障害2級以上（移乗又は移動もしくは立ち上がりが困難な者に限る。)	介助者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便 器	下肢又は体幹機能障害2級以上	手すり付きのもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい者の歩行を補助し得るもの（付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。）	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年
カーシート	知的障害の程度が重度又は最重度の者で、判定基準票等によって強度行動障害が認められる者	自動車内で専用に使用し、乗車時における安全性及び座位保持を確保し、自動車のシートに確実に固定できるもの	10年
頭部保護帽	<p>ア 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい者のうち、脳性麻痺^ひや失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者</p> <p>イ てんかんの発作等により転倒する知的障がい者・精神障がい者</p> <p>ウ 知的障害の程度が重度又は最重度の者で、自傷行為等により頭部を強打するおそれのある者</p>	転倒の衝撃や自傷行為等から頭部を保護できるもの	3年

特 殊 便 器	<p>上肢障害 2 級以上及び知的障害者更生相談所において知的障がい者として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者 (排便後の処理が困難な者に限る。)</p>	<p>温水温風を出しうるもので、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8 年
火 災 警 報 器	<p>障害等級 2 級以上の身体障がい者、知的障害者更生相談所において知的障がい者として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者及び障害等級 1 級の精神障がい者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8 年
自 動 消 火 器	<p>上記に同じ。</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの</p>	8 年
電 磁 調 理 器	<p>視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 及び知的障害者更生相談所において知的障がい者として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者 (障がい児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの</p>	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚障害 2 級以上</p>	<p>視覚障がい者が容易に使用し得るもの</p>	10 年
視覚障害者用秤 <small>はかり</small>	<p>視覚障害 2 級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>視覚障がい者が容易に使用し得るもの</p>	6 年

	視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚障害 2 級以上	視覚障がい者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限る	6 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上（聴覚障がい児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年
	在宅血液透析排水処理槽	人工透析を必要とする腎臓機能障がい者で、医師の指導管理の下、在宅血液透析を行うもの	在宅血液透析による排水を浄化槽からの放流水の水質に関する基準と同等の基準で排水できるように処理するもの	30 年
	ネブライザー（吸入器）	ア 呼吸機能障害 3 級以上 イ 上肢又は下肢もしくは体幹機能や脳源性機能障害の身体障害者手帳（2 級以上）を所有する者のうち、医師の意見書により、その原因疾病等によって、呼吸機能障害 3 級以上の手帳所有者と同等の機能低下が確認できる者 ウ 上記同程度の身体障がい者で	障がい者が容易に使用し得るもの	5 年

		あつて医師の診断書により必要と認められるもの		
電気式たん吸引器	<p>ア 呼吸機能障害 3 級以上</p> <p>イ 上肢又は下肢もしくは体幹機能や脳源性機能障害の身体障害者手帳（2 級以上）を所有する者のうち、医師の意見書により、その原因疾病等によって、呼吸機能障害 3 級以上の手帳所有者と同等の機能低下が確認できる者</p> <p>ウ 上記同程度の身体障がい者であつて医師の診断書により必要と認められるもの</p>	障がい者が容易に使用し得るもの	5 年	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が常時必要な者であつて医師の診断書により必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5 年	
人工呼吸器用衛生用品	<p>ア 呼吸機能障害 3 級以上で、人工呼吸器の装着が常時必要な者</p> <p>イ 上肢又は下肢もしくは体幹機能や脳源性機能障害の身体障害者手帳（2 級以上）を所有する者のうち、医師の意見書等により、その原因疾病等によって、呼吸機能障害 3 級以上の手帳所有者と同等の機能低下が確認でき、人工呼吸器の装着が常時必要な者</p> <p>ウ 上記同程度の身体障がい者であつて、人工呼吸器の装着が常時必要な者</p>	人工呼吸器の装着が常時必要な者が使用する衛生用品（吸引チューブ、アルコール綿、精製水）	—	

	酸素ボンベ 運搬車	呼吸器機能障害3級以上の身体障 がい者であって、医療保険におけ る在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るも の	10年
	視覚障害者用 体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの	5年
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上(視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの	5年
	視覚障害者用血 圧計	視覚障害2級以上(視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯)	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの	5年
情報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい 者又は肢体不自由者であつて、発 声・発語に著しい障がいをする 者	携帯式で、ことばを音声又は文 章に変換する機能を有し、障が い者が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援 用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障 害2級以上	障がい者向けのパーソナルコン ピュータ周辺機器や、アプリケ ーションソフト	5年
	点字ディスプレ イ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複 障がい(原則として視覚障害2級 以上かつ聴覚障害2級)の身体障 がい者又は視覚障害2級以上の者 であつて、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面 情報を点字等により示すことが できるもの	6年
	点字器	視覚障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの(付属品として、点筆を 含む。)	7年 (標準型) 5年 (携帯用)
	点字タイプ ライター	視覚障害2級以上(本人が就労も しくは就学しているか又は就労が 見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの	5年

視覚障害者用 ポータブルレコ ーダー	視覚障害 2 級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6 年
視覚障害者用情 報認識読上げ装 置	視覚障害 2 級以上	文字や色等の情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの（視覚障がい者向け音声変換ソフトを含む。）	6 年
視覚障害者用音 声 I C タグレコ ーダー	視覚（視力）障害 1 級	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により、操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの	6 年
視覚障害者用 読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字	8 年

		等)をモニターに映し出す機能又は撮像した活字を文字として認識し音声信号に変換して出力する機能を有するもの	
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいをもつる者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用しうるもの	6年
人工喉頭	音声・言語機能障がい者であつて、喉頭を摘出した者	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(付属品として、気管カニューレを含む。) (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	4年 (笛式) 5年 (電動式)

	人工鼻	ア 音声・言語機能障がい者であって、喉頭を摘出した者 イ 人工呼吸器の装着又は気管切開をしている者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	障がい者が容易に使用し得るもの	—
	人工内耳用イヤモード	聴覚障がい者であって、人工内耳埋込術を受け、イヤモードを必要とするもの	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう機能障がい者又は直腸機能障がい者でストマを造設した者	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等）及び洗腸用具	— (洗腸用具は6ヶ月)
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合など）のある場合に使用されるもの	6ヶ月
住宅改修費	別表第6の1（1）から（5）まで及び（8）に掲げる居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び知的障害者更生相談所において知的障がい者として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者（排便後の処理が困難な者に限る。））	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

	別表第6の1（6）及び（8）に揚げる居宅生活動作補助用具	ぼうこう機能障がい者又は直腸機能障がい者でストマを造設したものの	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—
	別表第6の1（7）及び（8）に揚げる居宅生活動作補助用具	人工透析を必要とする腎臓機能障がい者で、医師の指導管理の下、在宅血液透析を行うもの	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

（注） 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。

2 ストマ装具の例外として、次の者を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。

① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。

② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。

別表第2（第2条関係） 重度障がい児（身体及び知的）日常生活用具の種目等

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特 殊 マ ッ ト	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で、それぞれ原則として3歳以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能障害1級であって、原則として学齢児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
	入 浴 担 架	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介助を要する者で、原則として学齢児以上の者	障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に当たって家族等の介助を要する者で、原則として学齢児以上の者	介助者が障がい児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（移乗又は	介助者が重度身体障がい児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（た	4年

		移動もしくは立ち上がりが困難な者に限る。)	だし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上の者	座位の保持を可能とする機能を有し、付属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齡児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齡児以上の者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい児の歩行を補助し得るもの（付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。)	3年

<p>移動・移乗支援 用具</p>	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上の者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障がい児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がりの動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>8年</p>
<p>カーシート</p>	<p>知的障害の程度が重度又は最重度の障がい児で、判定基準票等によって、強度行動障害が認められる者（原則として学齢児以上の者）</p>	<p>自動車内で専用を使用し、乗車時における安全性及び座位保持を確保し、自動車のシートに確実に固定できるもの</p>	<p>10年</p>
<p>頭部保護帽</p>	<p>ア 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい児のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者</p> <p>イ てんかんの発作等により転倒する知的障がい児</p> <p>ウ 知的障害の程度が重度又は最重度の障がい児で</p>	<p>転倒の衝撃や自傷行為等から頭部を保護できるもの</p>	<p>1年</p>

	、自傷行為等により頭部を強打するおそれのある者		
特殊便器	児童相談所において知的障がい児として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び上肢障害２級以上であって、それぞれ原則として学齢児以上の者（排便後の処理が困難な者に限る。）	温水温風を出し得るもので、障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
火災警報器	児童相談所において知的障がい児として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び障害等級２級以上の身体障がい児であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年
自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	８年

電磁調理器	視覚障害2級以上の児童及び児童相談所において知的障がい児として判定された障がいの程度が重度又は最重度であって、原則として中学生以上の者（障がい児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障がい児が容易に使用しうるもの	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者	視覚障がい児が容易に使用しうるもの。	10年
視覚障害者用 <small>はかり秤</small>	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい児が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚障害2級以上	視覚障がい児の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限る	6年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（聴覚障がい児者のみの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害	10年

		世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	ア 呼吸機能障害3級以上 イ 上肢又は下肢もしくは体幹機能や脳源性機能障害の身体障害者手帳(2級以上)を所有する者のうち、医師の意見書により、その原因疾病等によって、呼吸機能障害3級以上の手帳所有者と同等の機能低下が確認できる者 ウ 上記同程度の身体がい害児であって医師の診断書により必要と認められるもの	障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	ア 呼吸機能障害3級以上 イ 上肢又は下肢もしくは体幹機能や脳源性機能障害の身体障害者手帳(2級以上)を所有する者のうち、医師の意見書により、その原因疾病等によって、呼吸機能障害3級以上の手帳所	障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年

		<p>有者と同等の機能低下が確認できる者</p> <p>ウ 上記同程度の身体がい害児であって医師の診断書により必要と認められるもの</p>		
	<p>動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）</p>	<p>人工呼吸器の装着が常時必要な者であって医師の診断書により必要と認められるもの</p>	<p>呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい児が容易に使用し得るもの</p>	<p>5年</p>
	<p>人工呼吸器用衛生用品</p>	<p>ア 呼吸機能障害3級以上で、人工呼吸器の装着が常時必要な者</p> <p>イ 上肢又は下肢もしくは体幹機能や脳源性機能障害の身体障害者手帳（2級以上）を所有する者のうち、医師の意見書等により、その原因疾病等によって、呼吸機能障害3級以上の手帳所有者と同等の機能低下が確認でき、人工呼吸器の人工呼吸器の装着が常時必要な者</p> <p>ウ 上記同程度の身体障がい者であって医師の診断書等により、人工呼吸器の装着が常時必要な者</p>	<p>人工呼吸器の装着が常時必要な者が使用する衛生用品（吸引チューブ、アルコール綿、精製水）</p>	<p>—</p>

	酸素ボンベ 運搬車	呼吸器機能障害3級以上の 身体障がい児であって、医 療保険における在宅酸素療 法を行う者	障がい児又は介助者が容易 に使用し得るもの	10年
	視覚障害者用 体温計 (音声式)	視覚障害2級以上であって 、原則として学齢児以上の 者(当該者の世帯が単身世 帯及びこれに準ずる世帯で ある場合に限る。)	視覚障がい児が容易に使用 し得るもの	5年
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上であって 、原則として学齢児以上の 者(視覚障がい者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい児が容易に使用 し得るもの	5年
	視覚障害者 用血圧計	視覚障害2級以上であって、 原則として学齢児以上の者 (視覚障がい者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯)	視覚障がい児が容易に使用し 得るもの	5年
情報 ・ 意思	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能 障がい児又は肢体不自由児 であって、発声・発語に著 しい障がいを有するもので 原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又 は文章に変換する機能を有 し、障がい児が容易に使用 し得るもの	5年
疎 通 支 援	情報・通信支援 用具	上肢機能障害2級以上又は 視覚障害2級以上の身体障 がい児であって、原則とし て学齢児以上の者	障がい児向けのパーソナル コンピュータ周辺機器や、 アプリケーションソフト	5年

用 具	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の障がい児又は視覚障害2級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
	点字器	視覚障がい児であって、原則として学齢児以上の者	視覚障がい児が容易に使用し得るもの（付属品として、点筆を含む。）	7年 (標準型) 5年 (携帯用)
	点字タイプライター	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	容易に操作ができるもの	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	① 声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児が容易に使用し得るもの	6年

視覚障害者用情報認識読上げ装置	視覚障害 2 級以上であって、原則として学齢児以上の者	文字や色等の情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児が容易に使用し得るもの（視覚障がい者向け音声変換ソフトを含む。）	6 年
視覚障害者用音声 I C タグレコーダー	視覚（視力）障害 1 級以上であって、原則として学齢児以上の者	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により、操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの	6 年
視覚障害者用読書器	視覚障がい児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出す機能又は撮像した活字を文字として認識し音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8 年

視覚障害者用 時計	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者。ただし、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい児が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障がい児又は発声・発語に著しい障がいを有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい児が容易に使用し得るもの	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児が容易に使用しうるもの	6年
人工喉頭	音声・言語機能障がい児であって、喉頭を摘出した者	(笛式)呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(付属品として、気管カニューレ)	4年 (笛式)

		ーレを含む。) (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年 (電動式)
人工鼻	ア 音声・言語機能障がい児であって、喉頭を摘出した者 イ 人工呼吸器の装着又は気管切開をしている者であって、医師の診断書により必要と認められるもの	障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの	—
人工内耳用イヤモード	聴覚障がい児であって、人工内耳埋込術を受け、イヤモードを必要とするもの	聴覚障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの	—
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児	点字により作成された図書。	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう機能障がい児又は直腸機能障がい児でストマを造設した者	— (洗腸用具は6ヶ月)
	収尿器	高度の排尿機能障がい児	6ヶ月
		人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等)及び洗腸用具	
		脊髄損傷等により排尿障害(特に失禁のある場合など)のある場合に使用されるもの	

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障がい児であって障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者及び児童相談所において知的障がい児として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者であって、それぞれ原則として学齢児以上の者（排便後の処理が困難な者に限る。））</p>	障がい児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—
-------	------------	--	-----------------------------------	---

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 ストマ装具の例外として、次の者（3歳以上）を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。

① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの

② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの

別表第3 (第2条関係) 難病患者等日常生活用具の種目等

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	8年
	便 器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができるもの)	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ、歩行器等	8年
	特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸機能に障がいがあり、医師の診断書に基づいて必要性が認められる者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	同上	同上	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が常時必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

※特殊寝台と訓練用ベッドの併給はできません。

別表第4 (第4条関係) 日常生活用具給付事業 基準単価

(1) 重度障がい者(身体・知的及び精神)分

区分	基準単価			
	円			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000		
	特殊マット	50,000		
	特殊尿器	67,000		
	体位変換器	15,000		
	移動用リフト	159,000		
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000		
	便器	10,000		
	T字状・棒状のつえ	主体:木材 外装:ニス塗装	2,200	
		主体:軽金属 外装:塗装なし	3,000	
	移動・移乗支援用具	60,000		
	カーシート	65,000		
	頭部保護帽	主材料プラスチック無(オーダー)	15,200	
		主材料プラスチック無(レディ)	12,160	
		主材料プラスチック有(オーダー)	36,750	
		主材料プラスチック有(レディ)	29,400	
	特殊便器	151,200		
	火災警報器	15,500		
	自動消火器	28,700		
	電磁調理器	41,000		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000		
視覚障害者用杖	触読式	4,000		
	音声式	25,200		
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	126,000			
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500		
	在宅血液透析排水処理槽	600,000		
	ネブライザー(吸入器)	36,000		
	電気式たん吸引器	56,400		
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500		
	人工呼吸器用衛生用品(月額)	5,000		
	酸素ボンベ運搬車	17,000		
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000		
	視覚障害者用体重計	18,000		
	視覚障害者用血圧計	9,500		
	携帯用会話補助装置	98,800		
	情報・通信支援用具	100,000		
	点字ディスプレイ	383,500		
	情報・意思疎通支援用具	点字器	標準型(32マス18行両面書真鍮板製)	10,400
			標準型(32マス18行両面書プラスチック製)	6,600
携帯用(32マス4行片面書70mm×100mm製)			7,200	
携帯用(32マス12行片面書プラスチック製)			1,650	
点字タイプライター		63,100		
視覚障害者用ポータブルレコーダー		録音再生機	85,000	
		再生専用機	35,000	
視覚障害者用情報認識読上げ装置		99,800		
視覚障害者用音声ICタグレコーダー		59,800		
視覚障害者用拡大読書器		198,000		
視覚障害者用時計		触読	10,300	
		音声	13,300	
聴覚障害者用通信装置		71,000		
聴覚障害者用情報受信装置		88,900		
人工喉頭		笛式	5,000	
	電動式	70,100		
人工鼻(月額)	23,760			
人工内耳用イヤモールド				
点字図書				
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋(月額)	8,600	
		蓄尿袋(月額)	11,300	
		洗腸用具	12,000	
		紙おむつ等(月額)	12,000	
	尿器	男性用	普通型	7,700
			簡易型	5,700
		女性用	普通型	8,500
			簡易型	5,900
	尿器(使い捨て)(月額)	12,000		
	居室生活動作補助用具	200,000		

(2) 重度障がい児(身体及び知的)分

区分	基準単価			
	円			
介護・訓練支援用具	特殊マット	50,000		
	特殊尿器	67,000		
	入浴担架	82,400		
	体位変換器	15,000		
	移動用リフト	159,000		
	訓練いす	50,000		
	訓練用ベッド	154,000		
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000		
	便器	10,000		
	T字状・棒状のつえ	主体:木材 外装:ニス塗装	2,200	
		主体:軽金属 外装:塗装なし	3,000	
	移動・移乗支援用具	60,000		
	カーシート	65,000		
	頭部保護帽	主材料プラスチック無(オーダー)	15,200	
		主材料プラスチック無(レディ)	12,160	
		主材料プラスチック有(オーダー)	36,750	
		主材料プラスチック有(レディ)	29,400	
	特殊便器	151,200		
	火災警報器	15,500		
	自動消火器	28,700		
	電磁調理器	41,000		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000		
視覚障害者用杖	触読式	4,000		
	音声式	25,200		
視覚障害者用携帯型歩行支援装置	126,000			
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500		
	在宅血液透析排水処理槽	600,000		
	ネブライザー(吸入器)	36,000		
	電気式たん吸引器	56,400		
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500		
	人工呼吸器用衛生用品(月額)	5,000		
	酸素ボンベ運搬車	17,000		
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000		
	視覚障害者用体重計	18,000		
	視覚障害者用血圧計	9,500		
	携帯用会話補助装置	98,800		
	情報・通信支援用具	100,000		
	点字ディスプレイ	383,500		
	情報・意思疎通支援用具	点字器	標準型(32マス18行両面書真鍮板製)	10,400
			標準型(32マス18行両面書プラスチック製)	6,600
携帯用(32マス4行片面書70mm×100mm製)			7,200	
携帯用(32マス12行片面書プラスチック製)			1,650	
点字タイプライター		63,100		
視覚障害者用ポータブルレコーダー		録音再生機	85,000	
		再生専用機	35,000	
視覚障害者用情報認識読上げ装置		99,800		
視覚障害者用音声ICタグレコーダー		59,800		
視覚障害者用拡大読書器		198,000		
視覚障害者用時計		触読	10,300	
		音声	13,300	
聴覚障害者用通信装置		71,000		
聴覚障害者用情報受信装置		88,900		
人工喉頭		笛式	5,000	
	電動式	70,100		
人工鼻(月額)	23,760			
人工内耳用イヤモールド				
点字図書				
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋(月額)	8,600	
		蓄尿袋(月額)	11,300	
		洗腸用具	12,000	
		紙おむつ等(月額)	12,000	
	尿器	男性用	普通型	7,700
			簡易型	5,700
		女性用	普通型	8,500
			簡易型	5,900
	尿器(使い捨て)(月額)	12,000		
	居室生活動作補助用具	200,000		

(3) 難病等(平成25年度～)

区分	基準単価		
	円		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	
	特殊マット	50,000	
	特殊尿器	67,000	
	体位変換器	15,000	
	移動用リフト	159,000	
	訓練用ベッド	154,000	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	
	便器	10,000	
	移動・移乗支援用具	60,000	
	特殊便器	151,200	
	自動消火器	28,700	
	在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	36,000
		電気式たん吸引器	56,400
		動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500
		居室生活動作補助用具	200,000

*点字器の価格には点筆を含む。

*人工喉頭の笛式で気管カニューレ付きの場合は3,100円増し。電動式の価格には電池又は充電器を含む。

*蓄便袋・蓄尿袋の価格には、1箇所当たりのストーマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等)を含む。

*人工内耳用イヤモールドの基準単価は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)によるイヤモールド交換の運用に準ずる。また、同年度内において片耳装用の場合は2個まで、両耳装用の場合は4個まで支給できるものとする。

別表第5（第5条、第6条関係）

点字図書給付事業

1 給付対象の点字図書

月刊や週間等で発刊される雑誌を除く点字図書とする。

2 給付の限度

給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。
ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

3 給付の実施

- (1) 市長は、給付を受けようとする者及びこれを現に扶養している者の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であることを確認し、該当者を「点字図書給付台帳」（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ実施するものとする。
- (2) 申請者は、出版施設に電話等で給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請する。
- (3) 市長は、申請者・出版施設等の事項を確認の上、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。
- (4) 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。
- (5) 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認の上、公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

4 自己負担

点字図書の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、「太田市重度障がい者日常生活用具給付事業実施要綱」の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込む時に支払うものとする。

5 実施上の留意事項

- (1) 市長は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障がい児者の利便を考慮して実施するものとする。
- (3) 市長は、事業実施に際して給付の対象となる視覚障がい児者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

住宅改修費給付事業

1 住宅改修費の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) オストメイト対応トイレの設置
- (7) 在宅血液透析を行うための電気・水道設備等の改修
- (8) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2 住宅改修費の給付要件

当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して太田市が必要と認める場合に給付するものとする。

3 給付の限度

住宅改修費の給付は、原則1回とする。なお、限度額については別に定めるところによる。

4 実施上の留意事項

市長は、事業実施に際して給付の対象となる障がい児者又はその保護者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

別表第7（第6条関係）

日常生活用具給付費用負担基準額表

区分	世帯の収入状況	負担率	上限負担額
生活保護	生活保護世帯に属する者	なし	/
低所得世帯	市町村民税 非課税世帯		
一般世帯	市町村民税 課税世帯(最多納税者の市町村民税が所得割46万円未満のもの)	1割	37,200円
一定所得世帯	市町村民税 課税世帯(最多納税者の市町村民税が所得割46万円以上のもの)	支給対象外	

- 1 申請品目の価格(基準額)に、区分ごとに自己負担率(定率)を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)を徴収する。
- 2 この表の毎年度の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 3 世帯の範囲は、給付対象者が18歳以上の障がい者である場合は当該障がい者及びその配偶者とし、18歳未満の障がい児である場合は当該障がい児が属する世帯とする。
- 4 世帯の収入状況については、個人市民税における15歳以下の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がなかったものと見なして算定した市民税(所得割)額を使用する。